

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第9回）

1. 日 時 平成29年9月21日（木）10:00～12:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，金野委員，齊藤委員，高橋委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，原田委員，半田委員，藤田委員（計14人）
外部有識者 荻谷 イコモス国内委員会副委員長，矢野 イコモス国内委員会事務局長，山中 公益社団法人日本建築士会副会長，成藤 公益社団法人日本建築士会専務理事（計4人）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），井上文部科学戦略官，高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），植木伝統文化課文化戦略官，軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計14人）
4. 議事等

【山本調査会長】 おはようございます。毎週の定例会のようになっていまして，委員の皆さん方にとっても大変御負担かと思ひますし，事務局ももっと大変かと思ひますけれども，重要な課題ですので，どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまより，第9回文化審議会文化財分科会企画調査会を開かせていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、企画調査会の中間まとめに関する関係団体へのヒアリングと、先週も後半に行いました文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画に関する議論を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様、本日も御出席どうもありがとうございます。伝統文化課でございます。

では、配付資料の確認をさせていただきます。まず本日、資料は1から4までとなっております。

資料は日本イコモス国内委員会様から御提出いただいた資料がクリップで留まっておりまして、3点ほどのホチキスで留まっているものです。

それから、資料2。

資料3、鬼頭先生からの資料です。

それから、資料4とございます。

その先、参考資料としましては、今回は1から12までございます。

ざっと御覧いただきまして、御不足のものがございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

また、一番最後に添付しておりますけれども、藤井先生、本日はお休みでございますが、出席できないのだけれども是非意見書として提出されたいということで、最後に1枚、藤井先生からの資料も付けております。

以上です。

【山本調査会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。本日は、中間まとめに関するヒアリングとして二つの団体にお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

まず、日本イコモス国内委員会より、荻谷副委員長と矢野事務局長でございます。よろしく願いいたします。

次に、公益社団法人日本建築士会連合会より、山中副会長と成藤専務理事でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、それぞれの団体から御発表いただきたいと思いますが、日本イコモス様から順番に、1団体15分程度でお願いいたします。

質疑応答につきましては、皆様から御発表いただいた後にまとめて行いたいと思います

ので、よろしくお願いいたします。

では、日本イコモス様、よろしくお願いいたします。

【矢野事務局長】 それでは、日本イコモス国内委員会の事務局長の矢野と申します。隣に座っていますのが副委員長の荻谷でございます。

まず私から、イコモスという団体がどういうものであるか、ほんのちょっと説明したいと思います。イコモス自体は世界のNGOで、パリに本部を置くのですが、各国に国内委員会がありまして、本部からのいろいろな要請で動く場合もあるし、国内独自でも活動しているという二面性を持つ団体でございます。

世界で約1万人、日本で450人の専門家を擁しておりまして、世界遺産の審査をやるという事で、これが独り歩きしているような状況ですが、実際には世界遺産関係のほかにも、文化財の保存・活用という意味では、独自のいろいろな活動をしております。

それから国際的には、20以上の学術委員会がありまして、例えば木造ですとか石造ですとか、いろいろな学術委員会がありまして、それぞれ独自に活動しているような団体でございます。

今回も国内的には、熊本地震ですとか、そういう災害に対するいろいろな活動もしております。

それでは、荻谷副委員長から、きょうの議題に対して説明したいと思います。

【荻谷副委員長】 荻谷でございます。よろしくお願いいたします。

きょう御用意させていただきましたのは、概要が3ページのもの、本文というのが10ページのもの、それから附属資料として4ページのもの、3種類ございます。

きょうは主に概要に基づいて説明させていただきます。まず最初に、今回のヒアリングに対する意見というのは、中間まとめに対する意見のほかに、私どもが考えた留意すべき事項とか改善すべき事項も加えて意見書としてまとめたものでございます。

最初に、文化財保護促進に必要な基本的な考え方ということでございますが、文化財の活用が重視されてきていまして、それは非常に結構なことですが、今、改めて文化財保護というのは、保存が第一義であって、適切な保存が確保された上で文化的活用を進めるものであるということが大変重要であることを申し上げたいと思います。

その関連であります。文化財の保存修理というのは、現状の意匠、部材、技法等を厳密に継承することがもちろん第一でございます。活用のために現状変更が必要なことはいろいろあるわけでございますが、それについても、こうした価値を守るために最大限の

配慮と努力が必要であるということでございます。

もし慎重さを欠く活用がなされるとすれば、それは文化財を文化財ではなくて消費財という形で貶めて、これは結果的には地域資源とか観光資源としての価値をも失わせてしまうことになりかねないと思っております。

それから2番目でございますが、文化財の広汎な調査、体系的調査をきちんと法律の上に位置付ける必要があると。継続的な調査を行うと。それから、それに基づいて指定等の保護措置を更に拡大していく。それから、災害等緊急時の保護措置を充実させていくことが必要ではないかということでございます。

3番目、文化遺産保護については、日本国も様々な形で国際的約束をしております。最近、国連その他で文化遺産が人間の生活環境の形成や持続的発展に不可欠な要素として、その保護の必要性をより強く主張するという趨勢が生まれております。

そして、我が国は世界遺産条約をはじめ、幾つかの国際条約に加盟あるいは承認しております。我が国の文化財保護は、こうした国際的な理解とか約束の下で推進する必要があると思えます。できれば、文化財保護法の中でそのような国際的な観点から協力を推進していくという趣旨の文言が書き込めないかなと思っております。

次に、中間まとめでお示しいただきました内容について少し意見を申し上げます。2ページ目でございますが、基本計画の策定の在り方でございますが、策定に係る基準とか計画の認定、実施状況の点検等は、もちろん文化庁の重要な責務でありまして、その遂行のためには文化庁内の人材確保と体制整備が非常に重要であると私どもは認識しております。

それから次に、基本計画の策定とか実施には、市町村の負担がかなり大きくなってくると思えます。ところが、市町村は体制に非常に格差があるのが実際のところでございます。したがって、文化庁とか都道府県は引き続いてこういう計画策定その他について、指導的役割を果たし、支援を強化していただきたい。

それから、この基本計画は、文化財保護というのが今後の我が国の非常に重要な政策であることも含めて、他の法律とか制度との整合性をきちんと持っていくということであります。

それから、できれば基本計画が不動産取引等においても常時参照されて、重要事項として受け止められるという制度ができないかと思っております。

それから、災害への対応でございますが、基本計画には十分御配慮いただいていると思えますが、防災・減災の措置とか、災害直後の緊急措置、それから復旧・復興への措置に

ついて、今まで以上に支援措置とか体制の整備が必要であるかと思えます。

それからもう一つ、関係の計画あるいは法律として、歴史まちづくり法がございますが、この法律、どんどん整備が進んでおりますが、もし歴史まちづくり計画が未策定である市町村で何らかの災害等があった場合に、歴史まちづくり計画をも加えて、復旧・復興が速やかにできるように、計画認定が速やかにされるような制度整備を図るべきだと。これはもちろん国土交通省とか農林水産省との共有が必要であろうかと思っております。

それから3番目の人材の確保と推進団体の認定ですが、これは若干繰り返しになりますが、文化財保護担当職員は市町村あるいは都道府県において増員が必要でありますし、新たな研修、それから他部門、都市計画とか観光部門からの人事交流が必要であろうかと思っております。

それから、文化財の活用を具体的に行う場合には、公共性、安全性の面からの判断も必要であるということでもあります。

それから、現行の文化財保護法には文化財保護指導員の制度もございますが、必ずしも十分活性化されていないのではないかと。新たなミッションの中では、その活用が非常に重要であるということもございます。

それに加えて、地方の文化財保護審議会の設置が非常に重要でありますので、それを法的に位置付けて、その活性化を図ることが大事ではないかと思っております。

それから、建築基準法と歴史的建造物の活用ということもございますが、これにつきましては、指定文化財等については一定の措置が既にあるわけですが、その他の歴史的建造物につきましては、建築基準法の適用除外等を図るには、いわばその他条例の制定とか適用が必要であります。必ずしもうまくいっていないと。そういったことも踏まえながら、これは建築基準法関係部門の仕事ということだけではなくて、文化財保護の観点からも、建築基準法の適用あるいは緩和がどうあるべきかを検討していただきたいと思っております。

それから「(2) 個々の文化財の保存活用計画の作成」でございますが、これも既に議論に入っていると思っておりますが、改めて法律にちゃんと位置付けることと、それからその推進主体の一つとなる民間団体の要件については、改めて公益性確保の観点からも吟味する必要があるのではないかと考えております。

それから、この保存活用計画というのは、言うまでもなく、新たな指定等の準備段階でこういったものが策定されていれば合意形成等に有効、これは指定等の所有者の合意形成

という意味でございますが、特に近代の稼働中の建造物等の指定推進に大きな効果を持つのではないかと。

3枚目でございますが、その他の事項でございます。文化財の周辺地域には既に幾つかの市町村で景観保全の観点から一定の保全措置がとられておりますが、実際はその効果をめぐって様々な課題が出ております。

特に世界遺産の周辺はバッファゾーンと言われているわけですが、そのバッファゾーンにつきましても、国際的な趨勢としては、登録した本体との連続性とか一体性あるいは精神性の共有とか、市民等の関与等の必要性が非常に強調されるようになってきております。

そういう状況の中、できれば文化財周辺環境保全地域なるものを基本計画の計画事項として、公聴手続等をした上で設定することができないかという提案でございます。公聴手続等というのは、都市計画決定に準じた手続でございますし、その結果、都市計画と同等の法定効果を持つことができないかということでございます。

それから更に、文化財の立場からして、文化財と同等またはそれに近い価値を有するものとして、その支援を促進する必要があるということでございます。

次に、専門資格制度の確立でございますが、先ほど来、申し上げておりますように、今後の文化財保護行政には、より多くの、多方面にわたる有能な担当職員が必要でありますし、まちづくりとか観光部門との連携とか交流も非常に重要でございます。そういったことに耐え得る、その推進力となる職員の養成あるいはリクルートといったものが需要であると思っております。

それから、特に文化財建造物について申し上げたいのですが、今現在、都道府縣市町村の教育委員会等には、建造物を専門とする職員は非常に少のうございます。それから、具体的に重要文化財等の修理をする場合に、文化庁が認定する主任技術者の制度、それから各建築士会等で行っておられますヘリテージマネージャー制度がございますが、これは必ずしも法律的にきちんとした専門資格制度ではございませんので、それを法令による専門資格制度として、適切な知識・技術水準と安定した職域確保を図る必要があると。このことによって、保存修理とか活用がしっかりした技術的担保を獲得できると思っております。

(3) は、今まで様々な文化財の普及啓発事業をなさっていると思っておりますが、更に強めていただきたいということでございます。

最後、「結び」でございますが、今回の中間まとめで今後検討すべき課題とされた項目というのは、実は先ほどから申し上げておりますように、同時、若しくはできるだけ速やか

に整備されるべき項目というふうに私たちは認識しております。時期を置かずに必要な検討を進めて、所要の法制度改正とか体制整備が必要であると思います。

更に言えば、文化財保護の政策の検討のために、持続的に政策を検討する文化財政策研究所が新たに必要ではないかと。

それから更に言えば、国際水準的な意味でも、文化省というものを視野に置くべきではないかということでございます。

どうもありがとうございました。

【矢野事務局長】 ちょっと付け加えますと、我々は国際NGOの一部でもございますので、やはり国際的な比較からして、今後もいろいろ御意見を申し上げていきたいなと思っております。

それから、今、荻谷が申しましたとおり、中長期的観点から検討すべき課題というものが、恐らく今後検討されるんでしょうけど、是非ロードマップを示していただきたいと思っております。いつ、どの時点でこれを解決していくのかというのが非常に大事なことではないでしょうかと思います。

以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。質疑はまた後でお願いいたします。

それでは、建築士会連合会様から、よろしくお願いいたします。

【山中副会長】 建築士会連合会、山中でございます。本日はこういう機会を作っていただきまして、ありがとうございます。

お手元にお配りしております資料2で説明させていただきたいと思っております。私ども日本建築士会連合会と申しますのは、47都道府県に建築士を会員とする建築士会がございまして、したがって、連合会の会員は建築士会47士会が会員という団体でございます。

それでは、資料2について説明させていただきたいと思っております。

なお、私たちはいつも歴史的建造物のことを簡単に歴建と申しておりますので、これからの説明は歴建ということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、歴建の現状でございますが、私どもの認識としては、歴建の存在はほぼ明らかではないかと思っております。文化庁実態調査とか、それから様々な専門家の独自調査で明らかになっているのではないかと。それは、建築学会に歴史的建築総目録データベースが御案内のようにあるわけでございますが、私どもは平成27年に学会と協定を結びまして、建築士会のヘリテージマネジャーが、日頃お宝探しということで、こういう歴建の存在を

調査しているんですけれども、そういうものが新たに発見された場合は、我々の基準に従ってデータベースに付け加えることができるような措置を、建築学会と協定を締結いたしております。そういうことで、存在はある程度明らかではないかなと考えております。

問題は、文化財一般と違って、建造物の場合は、利活用しないと適切な保全が非常に困難だと考えております。したがって、歴建については、利活用が文化財の保護に資するという考え方をかなり徹底していただきたいなと思っております。

今回、中間まとめの中で、保存・活用計画を法律の中に位置付けることが明記されておりますということが一つと、それからホームページで来年度の文化庁さんの税制要望を見ますと、美術品については公開ということと、歴建については活用と計画があるものという考え方で税制要望されておられると理解しておりますけれども、是非その方向でお考えいただくのがよろしいんじゃないかと思っております。

それから、歴建の存在については、この中間まとめの中で御提案いただいているような基本計画等に反映をして、適切に保存・活用することが課題だということなんですけれども、先ほどイコモスの方からも御指摘がございましたように、問題は、歴建の価値について、その多くは所有者や自治体の関心度が低いと。現状維持あるいは放置されがちなんです。とりわけ自治体の関係職員は不足しておりますので、適切な保全・活用に関する情報提供が十分できていないのではないかと考えております。

建築士会と申しますのは、建築士法という法律がございまして、そこに規定されております法定団体でございますが、47士会につきましては一部が公益社団法人、一部が一般社団法人となっております。ちなみに本会は公益社団法人でございますが、裏の参考に少し書いてございますが、17建築士会が公益社団法人ということで、今、認定を受けております。

建築士会は、その3行目に書いておりますように、歴建の保全・活用を核とするまちづくりにつきまして、地域に貢献する意欲と実績が、自負でございますけれども、ございます。全国の建築士会は、そのための専門家として養成した人材、ヘリテージマネジャー等々でございますが、擁しております。

ヘリテージマネジャーの実態は、裏の一番最初に書いておりますが、参考の一番上でございますけれども、ほとんどの建築士会で実施済みでございますが、未実施の建築士会は青森と山形と山梨、沖縄は予定がございますので、この三つなんですけれども、位置付け

が具体的になれば、直ちにそれぞれに働き掛けたい。もちろんこれらの士会も県当局と相談をしているんですけども、県当局の御判断として、まだやらなくてもいいんじゃないかという判断でとどまっているのが現状というふうには士会からは報告を受けておりません。

この制度は、本日いらっしゃいます村上さんたちが兵庫県で始めたわけですけど、連合会が音頭をとって各士会に呼び掛けたのが平成22年、7年ぐらい前なんですけど、当時、文化庁さんからも助成金を頂きまして、それ以来、7年ぐらい掛けて、今は申しあげましたような士会で実施いたしております、本年度で大体4,000人をちょっと超えるぐらいの人材となっております。

講習のプログラムとしては、60時間ということで内容を規定したもので、士会はほぼ共通のプログラムでこの養成講習を実施いたしております。

ということで、表に戻っていただいて、建築士会やヘリテージマネジャーの活用策について、勝手ながら御要望も含めてお話をさせていただきたいと思っております。建築士会というものを、自治体の指定を受けて地方の計画の中に位置付けられるものを特定の歴建と呼べば、特定の歴建の保全・活用に係る相談とか管理、ちょっと細かいことなんですけど、掃除なんかも頼まれたりしてやっておりますが、そういうものとか、それから提案等を行い得るように、是非位置付けを考えていただきたいと思いますと思っております。

それから2点目は、ただいま御説明申し上げました士会等で行っておりますヘリテージマネジャーの講習を、専門人材ということで公的に位置付けをお願いしたいと思います。

建築士会がそういう公的な使命を担うということであれば、できたら建築士会登録のヘリテージマネジャーをみなし公務員というか、準公務員のような位置付けにできないかと思っております。

ちなみに本会は、建築士には一級建築士、二級建築士と木造建築士がございまして、一級建築士というのは国土交通大臣が免許を付与する、二級建築士等は都道府県知事さんが免許を付与するんですけど、建築士法の改正で、平成20年から建築士の登録名簿を管理する機関に指定されておまして、一級建築士については本会が、二級建築士については各都道府県の建築士会が指定を受けております。

その中に秘密保持というのがございまして、10条の8でございまして、中央指定登録機関というのは一級建築士の指定登録機関であります本会のごとでございまして、そこでは刑法その他の適用について、公務に従事する職員とみなすということで、こういう規定もご

ございますので、それなりのきちんとした運用ができるのではないかと考えております。

それから4番目でございますけど、建築士会、若しくは都道府県に学識経験者の方々も入れたような形で、歴建の保全・活用委員会とでも申すべきものを設置していただいて、ヘリテージマネジャーの相談とか提案等に係る所要の助言・指導等を行うような措置をお考えいただければよろしいのではないかと考えております。

実は私どもも、先ほどございましたように、建築基準法の3条に適用除外というのがあるんですけど、その規定をできるだけ円滑に動かすために、それは建築基準法に基づきます建築審査会にいちいち掛けるんですけども、その審査会が開かれるのがなかなか難しいという実態もあるので、こういう委員会を作って、ある種、包括的な基準を作っておけば、いちいち基準法に基づく建築審査会に掛けなくてもいい仕組みの運用を国土交通省が提示されましたので、その受け皿としてこの委員会を作って運用していったらどうかということと各士会に呼び掛けているんですけど、一つだけしか、残念ながら今のところ岡山でしか、できていません。やっぱり県が持っている権限との兼ね合いがございまして、なかなか進まないんですけど、是非こういう場でこういうものの位置付けを強く働き掛けていただくと、大変有り難いのではないかと考えております。

それから5番目は、歴建の保全・活用に掛かる国等の助成や一般の寄附について、公益法人としての本会をその受け入れと執行の機関として運用していただければ、こういう事業が効率的に執行できるのではないかと考えております。

もちろん私どもは公益法人でございますので、特定公益増進法人として法人の寄附金の損金算入についての特例措置は適用になるんですけど、今まではささやかな寄附しかございまして、もう少しこういう文化面での活用があれば、はっきりすれば、より効果があるんじゃないかと考えております。

それから6番目は、災害時にヘリテージマネジャーの方々が発歴建の被災調査を自主的に、もちろん県当局と相談をして始めるんですけども、やっておりますが、この活動を災害救助法に位置付けていただけないか。そうすれば、歴建の早期解体による歴史的な資産の損失の防止に寄与することができるのではないかと考えております。

今回の熊本地震のときの対応は、裏のページの参考の三つ目なんですけど、どういうことをやったかと申しますと、今もやっているんでございますが、3点ございまして、1点目は一次被災調査というのでございますが、九州ブロックの建築士会では、こういうことがまさか起こるとは思っていなかったんですけど、数年前からお互いに協力し合って、被災

調査を協力してやろうよということで、各県、毎年持ち回りで順番に模擬訓練というんでしょうか、シミュレーションをやっていたところに、この地震がありまして、その協定に基づいて少し早めに自主的に調査に参りました。

実は建築士の活動としては、地震後は応急危険度判定ということで、一般の建物に赤紙とか黄色紙とか、判定用紙を貼る仕事があるんですが、今回の場合ですとその活動にまず1か月ぐらい掛かって、その後に追い掛けていくような形でこの調査を実施いたしました。それが一次被災調査。

その間、文化庁さんでも文化財ドクター派遣制度についていろいろ検討されて、その支援を受けた形で被災の詳細調査ということになりまして、現在もその延長線で一部は実施いたしております。

それから、現段階、今年度から、それぞれの詳細調査が終わった後、修理等をやられる方には、やっぱりそれを支援していかなくてはいけないのではないかとということで、復旧支援事業ということで、文化庁さんと熊本県さんの支援で、現在、こういう事業を行っております。

ただ、この事業も、やっぱり文化庁さんも実際にお金を集めるということは、その都度、災害ごとに工面をされるということで、大変ですので、先ほど申しました一次被災調査も含め、災害救助法の中にきっちりと位置付けていただくと、知事の判断で直ちにできるんじゃないかと思っておりますので、法的な位置付けについては是非考えていただければ有り難いと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それではもう少し引き続きまして、前回から無形文化財、民俗文化財の御専門の委員の方にも入っていただいております。今まで主に、中間まとめまでは有形文化財を中心に議論してまいりましたので、もう少し無形文化財、民俗文化財の観点から検討していく必要があるということで、本日は鬼頭委員、齊藤委員、原田委員に5分間ずつぐらい御発言をお願ひしたいと思っております。

それでは、鬼頭委員からお願いできますでしょうか。

【鬼頭委員】 鬼頭でございます。民俗文化財につきまして、委員に加えていただきましてありがとうございます。これまで議論がなされなかったということで、新しい見地から意見を少し出させていたいただきたいと思ひます。

民俗文化財というのは日本人にとって一番大事な文化財の一つだと思います。それは私たちの生まれたときから、それぞれの人間が毎日の生活の中で持ち続けている文化財が民俗文化財ではないでしょうか。素養の一番の基には生まれた土地の文化がそれぞれの人の中に入っていると思います。ですから、日本人のふるさとの原点が民俗文化財の中にあると思いますので、それぞれの地域を核とした視点から保存を考えないと、日本人が誇るべき生活文化財が後世に伝えられなくなるのではないかという危惧をいただいております。

ですから、まず学校教育の中で基本的な地域のふるさと文化を見直す教育を是非取り上げていただきたいと思っているわけです。それには風土と習慣、生活の中でどういうものが私たちの中で大切かということ、子供のうちから教育というか、知らず知らずの中で守るべきものを学習していくことが大事なのかなと考えているわけです。

このような日本人の生活文化というのは、ユネスコの世界無形文化遺産でも評価されていますように、コミュニティの中で形成されているということが一番大切なことだと思うのです。

かつて私もお手伝いしたことがある、イギリスで日本文化の展覧会があったときに、日本の祭礼の中で使われているからくり人形の展示を、ジャパン・ソサエティーの指導の下、行ったことがあるんです。もう30年ぐらい前の話なんですけど、そのときイギリスの人たちが一番びっくりしていたのが、こういう伝統ある芸能の民俗文化財を素人の人たちが伝えているということです。それはやはり誇るべきことだと思いますし、開会式のときにはダイアナ妃も御参列されましたので、非常に話題を呼びました。

2か月ぐらいの展示だったと思うのですが、日本の祭り文化をイギリスで展示されたのは画期的なことだと思うのですね。日本国内では余り話題にはならなかったんですけども、イギリスの学校教育としてイギリスの小学生の子供たちも展示を見にきてくれました。改めて伝統文化だけでなく、日本のもの作りの歴史を紹介することができました。そういう意味で、日本の文化が早くから外国から紹介されたということは、もう少し日本人として自慢すべきことだったのかなと思いますし、日本における総合文化の展示の一環として取り上げられたわけですけども、その催しごとが日本の予算ではなしに全てイギリスの予算で行われていたということは驚きでした。ですから、ジャパン・ソサエティーはサポートとして展示の企画をしたということがまた、日本人としても驚きだったわけです。

そして、日本人の無形民俗文化財遺産として大事なことは、まず演じる日と、演じる場所と演じる人、この三者が決まっていることが一つの核になっておりまして、やはり守り

伝える人との問題というのは大きなこととして取り上げられるべきではないでしょうか。

というのは、先ほどの意見としましても、やはり人の問題というのは大きな話として提案されていたように思われますが、民俗文化財としても、建築などの他分野ともタイアップして保存を進めていかなければいけないと思っております。

建物だけを残しても、テーマパークみたいな感じになってしまいますので、その中に人の心を取り入れて保存すれば、地域の文化を継承することにもつながりますし、それがひいては日本の文化遺産の保存にもつながると思います。

例えば、年中行事とか、そういう地域の独自性を見据えたものを取り入れる。日本全国共通のものではなしに、地域独特のものを抽出して保全をするというのが大事なことだと思います。

このようなことを実施するには、地域の中で指導者を育成することも大事だと思います。特に地域の学芸員の人材をもっと増やしていただきたいと思っております。学芸員というと、今、採用試験のときには評価点などが重視され、その地域出身でない人たちが採用される場合が多いんですね。やはり地域の文化を守るには、地域のアイデンティティーを持った、DNAを持った人材が必要だと思いますので、地域の人の中からも、地域枠といいますか、そういうのも大事じゃないかなと。いろいろな人たちの動きを見ておきますと、そのような感じもしました。

それから、年中行事というのも非常に大事だと思うんですが、今、祝日に行事が集中してしまいます。祝日を1か所にまとめるという作業も国の方で行われているわけですが、その中で一つ気になったことは、日本人として大事な祝日を何とか残すということも大切かなと思うんですね。そういうことの検討がされなくて、利便性だけで祝日が決められていったということがあるのではないかなと思うわけで、これは私たち民俗芸能学会とか日本民俗学会が、日本人の大事な生活の日をもっと大きな声で言わなければいけなかったという反省点もあると思います。

特に小正月は日本人として一番大事かなと思うんですね。大正月と小正月、大正月が元旦で、小正月が1月15日なんですが、これは日本人の満月を中心とした暦の歴史もあるわけなんですが、明治になると太陽暦へ変更され、旧暦を意識しながら当てはめていきました。やっぱり小正月というのは農耕儀礼として多くの守られなければいけない行事が伝えられておきますので、その中で積極的に伝えるべき日だと思っております。

それから、昨年、山・鉾・屋台行事が33件一括してユネスコの無形文化遺産として登録

されましたけれども、これだけではないんですが、国の指定無形民俗文化財でもそうなんですが、伝承と保存ということに関しては危惧されているものが非常に多いわけで、今回の33件ほとんどのところが保存と継承につきまして危機感を持っているというのが実情です。

それとともに、山・鉾・屋台そのものを保全・伝承する修理技術が非常に少なくなっているといえますか、もう無くなった技術もあるわけで、特に染織に関しましては9割が消えてしまっているといわれています。ですから、修理、復活する技術の調査研究も今後取り入れていかないと、山・鉾・屋台行事の伝承にも大きく影響するのではないかなと思ってのいるわけなんです。

ですから、保存と継承というのは、1分野だけではなく、多分野が連携して、情報交換を行わねばならないと思います。

前回から民俗分野の提案に現場の声を入れていただいて、本当にありがとうございます。危機というのはとにかく多いわけで、少し思ったことを資料として書いていただだけでもこれだけになってしまって、まだまだお話ししたいことはいろいろあるわけですが、次の齊藤委員に替わります。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それでは、齊藤委員、よろしく願いいたします。

【齊藤委員】 お世話になっております。伝統芸能と民俗芸能に関してここに呼ばれているんだと認識しています。民俗文化財に関しての前提は、今、鬼頭先生がお話くださったそういう側面がいろいろあると思います。時間が限られておまして、資料をお出ししていなくて申し訳ないんですが、中間まとめに即して、思ったところをお話しさせていただきます。

中間まとめって皆さんのお手元にあるんですけど。

【菅野伝統文化課課長補佐】 参考資料5になります。

【齊藤委員】 縮小版になっているのかな。前回のいろいろな書き込んでいたんですが、前回の会議の折に亀井先生から、1の検討の背景の真ん中辺に、過疎化・少子高齢化のというお話に関して、これは無形の文化遺産が最も影響を受けるんじゃないかと言っていました。無形文化財と無形民俗文化財に関して言えば、現に生きている人が動きの中で体現しているものですので、人がいなくなるということはやれっこないということで、ま

さしくこの御指摘のとおりです。

更にその後……，そうだ，最初に中間まとめですけれども，有形文化財を中心におまとめくださったということですが，実は中には無形に関することと共通することが多々ありまして，このままここに加えていただくことでもかなり進むんじゃないかと思います。

第3で，これからの文化財の継承のための方策で，1で総合的な視野に立ったというところで見れば，基本計画の概要のところに掲げてくださっていることが，無形の文化遺産に関してもそのまま該当させていただける，地域に所在する文化財（未指定を含む）ですから，地方公共団体が地域に伝承されている民俗芸能やお祭り，未指定も含めてですね，ほかの文化財と併せて活用を図ってくださるといことは，非常に意義のあることだろうと思います。

それから，その後のところは御指摘どおりかと思いますがけれども，私の手元，6ページで登録文化財という言葉が出てきます。無形文化財と無形民俗文化財に関しては，国は登録制度を行っておりません。ただし，それに準ずるものとして，記録作成等の措置を講ずべき制度があつて，これは文化庁長官が特別に必要があると認めたものを選ぼうと。記録選択というふうに俗称しておりますけれども，所在地，指定に準じた情報を長官みずから特定して，お示しされているものです。

これは一種，登録的なんですけれども，実はこの記録選択が指定に準ずるような選考過程を経るものですから，実は選ぶのがとても大変なんです。ほとんど指定と同じぐらいの手間を掛けて調査をし，審査をしていただいています。

それに対して，登録というのはいさ少し緩やかなもので，例えば京都府が指定と選択と別に登録制度をたしか無形民俗に関して導入しています。これは，所在の分かったものは全て登録してしまおうと。このことに関して言えば，後でも申し上げあげようと思いましたが，東日本大震災でどのぐらいの民俗芸能や祭りが被害を受けたかということが実は分からなかった。なぜかというところ，指定したものの存否は分かるんですけど，未指定レベルになると，物すごい数の伝承が，あったことは分かるんですけど，その内容も分からない。

国がなさった調査で言えば，民俗芸能緊急調査は悉皆的なその情報も集めようと思いましたが，多いところでは数千件の報告事例がありますが，少ないところは，その県の方針ですけど，300件でとどまっている。

県史，町史，市町村史なんかを見ると，ほとんど字ごとに様々な祭りや芸能があるんだ

けど、リスト化がされていない。だから、東日本大震災で指定物件の存否は直ちに確認できる流れがあったんですけど、地域の方々にとっては未指定のものも総合計画の中に位置付けられているように重要なもので、その重要性は、これを言うと誤解されるかもしれませんが、有形の文化財以上に、コミュニティーそのものの活動だからです。だから、未指定も指定もある意味では等価値と言えると思うんです。

そのために、東京文化財研究所の無形文化遺産部でも、関係都道府県の協力を仰ぎつつ、あらゆる伝承をとりあえずリスト化しようかという動きが進んでいるやに聞いています。これができれば、災害時の基本資料になると思うんですけど、それを登録制度として見るかどうかは、これからまたほかの方々の御意見も踏まえて、特に行政的にそれをやるとなれば、事務的な煩雑さもありますから、手法を検討する必要があると思います。

ちょっと長くなっていますけど、いいですか。

【山本調査会長】 もう少し。

【齊藤委員】 すいません。それで、あと、無形文化財と無形民俗文化財は、次の個々の文化財の計画的な担い手の拡充で、つまり、指定された文化財に関して、これを拝見していると、国指定のものに関しては、地方自治体に任せる総合的な計画とは別に、それぞれの文化財ごとの保存・活用計画を作ったらどうかと。その方向で現に進んでいる建造文化財もあるようなんですけど、それに関して言えば、無形文化財に関しては今までそのようなものがなかったんですけど、やっぱりあるべきだろうと思います。

この中にもあるんですが、人々によって守られ継承されていくことによって文化財がある、まさしく無形のものというのはそういうことだと思うんです。続かなければその場で終わりという面が、無形に関しては本当にあります。建物や美術工芸品は、極端に言えば、誤解があると困りますが、守る人がいなくてもそこに存在し得る可能性はあると思うんです。極端に言えばです。守る人がいなければ、いい形では残らないですけど、でも、無形の文化遺産というのは、担う人がいなくなればその時点で消滅という性格があるので、そういうことを踏まえて基本計画、個々の指定物件からまず始めていいと思うんですが、国が始めれば、市町村、都道府県も追随してくれるし、文化財保護法に準じて文化財保護条例が都道府県市町村でできていますから、もし改正でそういう義務付けができるのならば、個々の文化財ごとに……。

これ、難しいところが、活用という言葉なんですけれども、無形文化遺産の活用というと、鬼頭先生もおっしゃっていましたが、決まった日に決められた場所で決められたよ

うに行われるのが無形の文化財の一つの特質なんです。活用を図るときによくあるのが、違うところで、違うように、違う日時にやったらどうか。大勢の方が御覧になれるようにですね。これも大事な施策だとは思いますが、そういう活用をすることで、本来の日にちや場所の重要性が薄れる可能性があるということにはちょっと注意しなければいけないと思うんです。

ただし……。

【山本調査会長】 そろそろ。

【齊藤委員】 すいません。ついつい長くなって。

無形文化遺産の中で、プロがやっているのが伝統芸能と呼ばれるもので、これは、きょうも参考資料の中にありました。国民の調査のところで、外国に紹介すべき日本の文化の筆頭に上がっているのは、実は伝統芸能なんです。ただ、伝統音楽だったと思うんですが、和太鼓を入れておられる点はちょっとどうかと思う点はあるんですが、無形文化遺産、プロがやっておられる芸能に対する振興と、地域の方々が守ってこられた民俗芸能に対する振興策というのは、ちょっと別に考える必要があるかなと思いました。

すいません、長くなって。終わります。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

原田委員、よろしくをお願いします。

【原田委員】 この調査会の中間まとめを拝見いたしまして特に感じたところは、やはり危機に瀕した文化財、あるいは文化財の散逸が深刻であり、また、貴重な資源が失われている文言がいろいろなところに登場しています。

私は前回から参加しましたが、無形のことがきょう主体としてお話ししたいということですので、お話ししたいと思います。ちょうど昨日から東京の日本橋三越で伝統工芸展が開催されております。そこには、いわゆる人間国宝とされている重要無形文化財の作家の方々を含めて、現代を代表するあらゆるジャンルの工芸品が多数展示されていますけれども、たびたび審査に行っていますが、特にここ数年感じていることは、毎年、出品作品が減っていること。これは、数量的に、数から見ても現実的なことでございます。

日本を代表するこういったすぐれた技術、工芸品というものががどんどん衰退していくというのは非常に嘆かわしいことだと思いますが、それはなぜかという、単純に考えるならば、作っても作品が売れないということがやはり大きな原因ではないかなと考えてお

ります。

確かに我々は見ることにはできていても、それを買うということを考えてみますと、それは今のような現代社会の状況では、決して安いものではありませんので、それを買うということは難しいわけですが、それでもやはり日本にはこういう伝統技術が長いこと培われてきたということを国民一人一人の方々に知ってもらうことは、非常に重要なことでもあります。

文化庁でもその施策として、毎年、技の美展を開催されておりまして、各県の美術館、博物館などを中心として、展示、技術の紹介、技法の紹介、あるいは実際に作品を作るということを通じながら、技術を皆様に知っていただくということなんですけれども、それは確かにその一時期においては非常に有効な手段だと思います。ただ、展覧会という形式ですので、それは一定の会期が終わってしまえば、残るものは作られたカタログ、そういったことだけが唯一残るものなんですけど、もっと有効な手段ができないか、恒久的な日本の伝統技術、伝統美術、そういったものを広く、広くということは難しいかもしれませんが、恒久的に知らしめていく方法をこれから考えなければならないのではないかなと思います。

と申しますのは、私はそんなに多くの海外に行っているわけではありませんけれども、特に最近、中国、それから台湾、隣国の韓国も含めて、空港でありますとか地下鉄でありますとか、そういったパブリックなスペースにおいて、そこで使われている、作られている伝統工芸品、その国の伝統工芸品、あるいはその中には博物館で展示されているもののレプリカなんかもあって、かつて伝統工芸品だった、その国を代表する工芸品などが展示されていて、それは取りも直さず、そういうものが作られていたこと、それからその国を代表するものをいつでも見れるようにということで、博物館、美術館の紹介でもあるわけですが、有形ではなく、無形文化財においてもやはりそういった展示を恒久的に行われるようなところをパブリックスペースに、台湾とか韓国とか、そういう例に倣って、文化庁の施策として考えていただくと、これからすごく有効になるのではないかなと。

かつて、明治6年にウイーンの万国博覧会に初めて日本が参加したとき、そのとき副総裁だった佐野常民という人が、その博覧会にどうすればいいかということで、五箇条の建言書を政府に提示した。そのときにはやはり海外の近代文明を知ること、それから、どういうものが外国人に好まれるか、それによって日本の国威を示すということだったんですけど、その国威を示すということは別として、日本のその当時の工芸品が海外に売れ

ること、そういうことを国の政策として行っていったわけです。

今日の場合、考えてみますと、数多くの工芸品が作られていますけれども、やはり現在においても、具体的に言いますと、竹工芸の一部でありますとか金沢のまき絵の製品などは外国人に非常に積極的に買っていただいて、それによって成り立っている組織、会社、個人もあるわけですが、そういったことをもう少し国の力で入れて、国はなかなか売買に携わることはできないと思いますが、それに近づくようなコマーシャル、そういったようなものも考えていただければ、これから少しずつ、日本国内の国民一人一人のみならず、外国人に対してアピールできるのではないかなと思います。

それからもう一つ、もっと大事なことなんですけれども、無形を維持していくということは、今、私は経済的なこととお話ししましたけれども、実はもっと深刻なことがございまして、彼らの使っている道具あるいは材料というようなものも、実はそれぞれの基本的なそういったようなもの、ツールですね、それを作る技術、それから生産が行われなくなっているのも事実です。むしろそちらの方が深刻であるかと思えます。

重要無形文化財の人たちというのは、ある面では脚光を浴びて、発表する機会もありますけれども、地道にそういった材料を作る人たちは非常に減少している。それは、それによって支えられている作家さんたちの減少もその理由にあるわけなんですけれども、ここでよく、今回は地方の県あるいは市、そういったところのパイプというのがこれから非常に必要だと言いましたけれども、書かれています、やはり県の教育委員会、それから博物館、そういったところはそういう細かいところにももっと目を、有形のように形として残っているものは、お寺やお宮、神社に行ったり、それから個人のものを見ることによって、ある程度、有形文化財リストは比較的作りやすいと考えています。

これまで幾つかそういう、私も地方の文化財審議員をやって、調査活動あるいは指定活動をしていましたけれども、県、市、そういった方々、教育委員会の方々の努力というのは非常に注目すべきもので、多くのところがそういうリストができていますので、そこらはこれからも少しずつ、ここにも書いてありますし、進めていけばいいことなんです、地元で伝わった地場産業的な小さな技術、技法、そういったものをこれからもっと調べていくということ。それにはやはり地方の博物館、美術館の協力が非常に有効なのではないかなと考えております。

一方、もう一つ、有形の方なんですけれども、ここにも書いてあるように、有形文化財も散逸が進んでおりますが、一つには、ここで話しすべきことかどうか、私も疑問です

が、ちょっとだけ気になっていることをお話しますけれども、数年前に重要文化財の個人所蔵の所在を確かめましたら、個人所蔵の分がどんどん見つからなくなって、所在不明の重要有形文化財、それが分からなくなってしまった。

現在、重要有形文化財、国宝とか重要文化財、これはどういうものがあるかというのはもちろん文化庁が把握しているわけですが、所蔵されているところは、日本特有のお寺でありますとか神社でありますとか、それから美術館、博物館があつて、それともう一つ、個人蔵のものが非常に多い。これは世界的に見ても、重要文化財とか国宝という制度自体が恐らく中国、韓国、日本ぐらいしかないと思うんですが、そうやって非常に保護されてきているわけですが、個人所蔵のものが実はほとんどなくなって、一つには税制のこともあると思うんですね。亡くなったら、それに税が掛かってしまって、どうしても持ちこたえられなくなる。

そういった場合、どうするかというと、正規のルートで売らないで、業者さんに裏のルートで売ってしまって、それがどんどん流れていってしまって、税が怖くて作品をずっと死蔵しているということ。正にそれは有効な活用にも反していくわけですが、何とか税法上の制度を、もちろん財務省などとの協議がこれから必要だと思いますが、それを保持していく、そういったことを鑑みても、やはりそういった施策が必要ではないかなと私は考えております。

それから、先ほどの無形を維持していくということで、もう一つ、選定保存技術者というのが重要無形文化財と並んでございまして、毎年、助成金、補助金などを出していただいて、彼らもそれによって生産用具でありますとか材料を購入したり、あるいは後継者を育成したりしていくわけですが、実際、彼らの声を聞くと、やはりお弟子さんになる人が少ない、それからもう一つは、人間国宝の無形文化財の人にも言えることなんです、やはり工具、材料を手に入れることが難しいということも事実です。

ここで話したいのは、文化庁あるいは県の人でもいいんですけど、実際に彼らを中心とした会議を開いて、現状はどういう状況であるか、一緒に、彼らは一人一人ですとなかなか言い出しにくいこともありますので、会議などを開いて、現状はどういうものであるかということを文化庁の方々、担当者の方々、それから都道府県の方々、そういったようなので共通認識を持っていただいて、これから先、何十年、何百年とこの伝統技術を保持していくにはどうしたらいいかという抜本的な施策を考えていただきたいなということを希望しています。

以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。

それでは、2団体の皆様、お待たせいたしました。今、イコモス様と建築士会連合会様に御発表いただきましたので、御質問等あれば、いろいろお話しただいて。

じゃあ、亀井委員、どうぞ。

【亀井委員】 日本イコモス国内委員会の関係者の方、非常に有益な御指摘、御意見を頂きまして、ありがとうございます。

それから、日本建築士会連合会の方々にもまた質問したいと思いますが、まず、イコモス委員会のいわゆる意見書、非常に感服しているところがございますけれども、1点だけ質問したいと思います。

というのは、概要の2ページの真ん中あたり、なお、歴史まちづくり法における歴まち計画が未策定である市町村で云々というくだりがございます。これは非常に役に立っているということだと思うんですが、これに対して速やかに実施できるように制度整備を図るべきと書かれているんですが、具体的にはどのようなことなんでしょうか。

例えば文化財保護法では、史跡等の仮指定という制度がございますね。だから、都道府県知事による仮認定みたいなものを打ってやれば、そこにいろいろな国の救援物資が入るあるいは資金が入るということをお考えなのか、いわゆる協議時間を短縮して考えるべきなのかということをお考えなのか。

短縮するということは、いわゆる計画の密度というか精度を、場合によったら低くしてしまう危険性もあるわけですね。その辺、どういうふうにお考えでこれを書かれたのか、お聞きしたいと思います。

それから、日本建築士会連合会の方には、災害救助法の中に文化財調査も義務付けるべきだということなんですが、現実的には、建築士の方、危険度判定士という方がトリアージというんですか、黒だ赤だ緑だって紙をぺたぺた張って、この中に入ってはいけない、これだったら大丈夫だって判定しますよね。それとヘリテージマネジャーをやる方が合致していれば、その辺、危険だけでもうまく修理すれば、これは大事な建物だから直るよということが言えるのではないかと思いますけれども、その辺、現場ではどのような調整をされているんでしょう。

もちろん文化庁では、国土交通省と協議して、歴史的な建造物については特別な配慮ということで通知を出しておりますけれども、その辺、現場ではどういうふうな受け止めて

やっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

【山本調査会長】 じゃあ、イコモスさん、よろしくお願いします。

【矢野事務局長】 ありがとうございます。まず第一番目に、仮指定というお話は、ちよつと我々も考えておりませんでしたけど、ただ、今回、熊本地震の場合は、御存じのとおり、未指定の文化財をどうするかという問題が大変大きな問題になりまして、未指定の文化財にお金を入れるという算段が、やはり何らかの公的なお墨付きがないと、公共団体またはある基金にしても出しにくいということがありますよね。

だから、仮指定または一種の登録、国の登録文化財ではないんですが、ある種の事前の、例えば京都府でお考えになっているような暫定登録みたいな形でもいいと思うんですが、そういうリストは事前にちゃんと作っておかないと、緊急事態が発生したときに対応できないと。そこから調べていったんじゃ間に合わない。

今回も、熊本ではある程度のリストがあったんですが、それも十分ではないリストなので、どういうことが起こっているかという、やはり漏れている人たちをどうやって救うか。今回、漏れているのを再調査をやるというお話で、救えるとは思いますが、そういう事前のリストみたいなものが、それは仮指定なのか暫定登録なのかは別として、絶対に必要だなという感じがいたします。

それから、歴まち法で救えるものがあるとしても、これは緊急性があります。熊本市では、熊本の歴まちというのは今からやらなきゃいけない、市長さんが歴まちをやるんだという発言をされて、これは日本イコモスで主催して、連合会さんにも後援を頂いているんですが、こういうふうにはキックオフのために、今度、シンポジウムを日曜日にやります。

ということで、やはりスピードがないと、救えるものも救えないという状況のために、あれは共同所管ですよ、文化庁と国土交通省と農林水産省ですね。ですから、その辺はスムーズにやらないと間に合わないということがあります。

それから、今後、今お考えの文化財の歴史文化基本計画が歴まちをどういうふうに関係するのかというのも事前に整理しておかないと、緊急の場合にはなし得ないと。

今回、私たちもたまたま私の地元で私の実家も被災しておりますので、登録文化財だったんですけれども、すぐ2週間後に調査団を派遣しました。これはたまたま地元だったという地の利があったものですから、すぐ調査ができたんですが、日本イコモスでやるのは初めてだったんですね。

東日本大震災のときは、世界に発信するという意味で、英文の報告書を、緊急報告と中間報告と出しております。今回も英文の報告書を作り始めているんですが、そういう意味では、経験から言うと、2週間後には入った方がいいだろうという感じです。

たまたま入れたんですが、今後はやはり地元の建築士会等と事前に、今回は情報交換できなかつたんですが、そういうまい、先ほど言われたように、赤紙がぺたぺた張られると、隣のかわらが落ちそうで、隣が潰れそうみたいなところだと、危険だということで、隣も赤紙になっちゃうんですね。

だから、確かにヘリテージマネジャーの方にサポートしていただくというのも一つの手だと思いますし、やっぱり赤紙を張られると、ああと思って心が泣いてしまうんですね。そういうことが多々ある。

ですから、災害救助法と関連するとか、激甚災害のときには、すぐにでも行動が起こせるような事前の仕組みが必要だろうと思いました。

以上でございます。

【山本調査会長】 じゃあ、建築士会さん。

【山中副会長】 応急危険度判定の目的は、余震等があったときに、地震等で被害を受けて建物が壊れてしまって、そこでいろいろな事故に遭っては困るということで、それで赤紙とかを貼っているの、それはできるだけ早く、全体的に地域にわたって急いでやらなくちゃいけないものです。一方、歴建の調査とか、罹災証明の調査というのがあります。罹災証明は、例えば仮設住宅に入るにしても、あるいは被災した住宅の修理をするお金をもらうにしても、罹災証明を受けて、それで半壊以上だったらそういう措置が受けられるというものもございます。いろいろな調査があるんですけど、いずれもかなり時間が掛かるような調査です。とりあえず応急危険度判定は可及的速やかに、できるだけ早くやらなくちゃいけないものですから、今のところ、建築士会の運用としてはまずそれを第一弾にやろうということで動いております。

したがいまして、今言われたように、赤紙だからこれは壊さなくちゃいけないんじゃないかと思われて、勘違いされる場合も決してないとは言えないと思います。だから、後から行って、フォローして、これはこういうことで直せばいいんじゃないでしょうかということで、ヘリテージマネジャーの方々が入っていくという段取りになろうかと思えます。

ただ、おっしゃるように、もっと巨大地震の場合にはすごい数になるので、そのいろいろな調査をどういふぐあいにやるのかというのは、非常な課題だと認識いたしております。

す。

それから、最初の歴まちの御質問に関連して、私たちが認識しておりますのは、歴まちで重点区域に指定されている市町村はそんなに多くないんですね。実は数十ぐらいだと思います。それで、熊本市も指定はされていないというか、そういうことをやっていなかったんですけど、指定されると、後の修復等々について、国からの助成とか、場合によっては補助裏に復興基金なんかも使えるということになるので、所有者にとっては非常に少ない負担で復旧ができるというメリットがあります。例えば熊本市でいうと、災害が起こった後から歴まち法で認定された重点区域の中に入っても、地震の前から重点区域にあったものだという取り扱いで助成制度を適用してくださいと要望いたしております。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

金野委員。

【金野委員】 たくさん聞きたいことがあるんですけど、1点ずつにします。まず、イコモスさんには、周辺地域の保全、バッファゾーンの考えですね、周辺地域とか周辺環境という言葉が出てくるんですが、具体的にはどういうものを保全するのでしょうか。

【荻谷副委員長】 今指定されている文化財の周辺にも、未指定ですとか、あるいはまだ十分理解が進んでいない文化財もあるだろうと。それから、更にその周りに、景観上重要な樹木であるとか地形であるとか、あるいは町並みであるとかもあるだろうと。そういったものが中心となる文化財と一体的にそれなりの価値を持っているだろうと。

バッファゾーンという言い方をしますが、バッファゾーンというよりも、一体的に価値があるところで、指定文化財とはちょっと意味合いが異なるといったものを、市町村において、今回にいう基本計画において指定できないかと。それを、例えば都市計画でやっているような公聴会等の仕組みでもってできないかということでございます。

【金野委員】 大原則で、保存第一義ということが強調されているわけですがけれども、私自身は、文化財にも、今言われたような世界遺産を構成しているものと、その周辺にあるものと、いろいろな階層があると思うんですね。それぞれについて、保存と活用のバランスをどうとるのが重要ではないかと思うんです。

今おっしゃったような周辺環境にある文化財的なもの、未指定のものについてもやはり保存が第一義であって、現状の意匠、部材、技法等を厳密に継承することが重要だとお考

えでしょうか。

【荻谷副委員長】 それは基本原則でして、かつ、しかし、利用、活用する場合には、それを少し現状変更といいたいでしょうか、触る必要があると思うんですね。

ただ、そのときにも忘れていけないことは、やはりそのものの価値をしっかりと確認して、それをどう生かすかという観点を持つということにして、だから、ひとつ、文化財といっても、やはりその利用の仕方、活用の仕方あるいは保護の仕方というのはグレードがあるはずなんですけど、そのグレードの確認を間違えないようにするべきだという趣旨でございまして、がちがちに今までどおりに戻るという意味では全くございません。

【金野委員】 ありがとうございます。

建築士会に御質問ですが、寄附についてですが、御説明された内容とは違うかと思うんですけど、そもそも文化財とか未指定の文化財の物件の寄附の話があると思うんですね。

今、行政は一般的には寄附を受けませんので、行き場がないということになります。そういうものを、建築士会で公益社団として、公益財団として受けることができると思うんですけど、そのときは行政と違って寄附者に所得税がみなしで掛かるんだと思うんです。

そのような理解でよろしいでしょうか。

【山中副会長】 すいません、公共団体だったら、税制上、優遇措置があるけど、仮に公益法人であったとしても、あるかどうか、僕は詳細を承知していないので、即答はできないんですけど。

【金野委員】 余りそういう事例は、寄附申し入れ等はないのでしょうか。

【山中副会長】 頂いても、頂くというか、寄附されたとしても、適切に管理しなくちゃいけませんよね。そうすると、やっぱり維持管理費も掛かるし、それは要するに、建築士会で言えば、基本的には会員の会費で成り立っているんで、正直申し上げて、そんなに潤沢じゃないものですから、そこまで会費を使って特定の寄附された貴重な建物だからといって、それにお金を回すということは、現状ではなかなか厳しいかなと思います。

【金野委員】 ありがとうございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

じゃあ、西村さん。

【西村委員】 質問というよりも意見なんですけども、お聞きしていて、何人かの方が共通しておっしゃるのは、やはり災害のときにこういう準備的なものがあるということは

非常に重要だということ。それは無形遺産も含めてそうだと思うんですね。

今の中間まとめというのは少しその辺の言及が弱い気がするんです。ですから、是非その辺を、災害のときの備えとしても基本計画は重要だと。同時に、それは単にあったものを守るというだけではなくて、次の社会が再生していくための力になり得るところも書いていただけるといいかなと思います。

それからもう1点ですけども、イコモスのコメントの中で、今まで多分ここでは議論していないようなことがあるので、私としてもその辺について若干コメントしたいんですけども、本文の3/10ページというところに、先ほどのお話にもありましたが、国際的な文脈の中で、今、我々が議論していることがどういう位置付けにあるかという話というのは、国内の議論なのでほとんど出ないわけなんですね。

しかし、これは結構重要だと思っています。というのは、そこに書いてありますように、Sustainable Development Goals 2030の中に、文化遺産と自然遺産の保全というのがようやく入ったわけです。これは御承知のように、2001年にあったMillennium Development Goalの中には、文化というのは入っていなかったんですね。

ですから、文化が持続可能な開発の外にあったんですけど、それがSDGsの中に入ったということは非常に重要なことで、その一環として、Habitat 3というのが2016年に送られているわけですね。この中でもNew Urban Agendaというのが採択されて、その中では文化遺産保護が都市の文脈において非常に重要だと言っているわけなんです。

ですから、ある意味、ここで議論していることは、こうした国際的な文脈に沿っているし、そういうことも意識しながら書く必要があるんじゃないかと。むしろそういうことをきちんと書くことによって、今ここで議論していることがおかしな方向に行っていないんだということを様々な人に訴えることになるんじゃないかと思います。

ですから、是非そうした意味での……、このNew Urban Agendaは御承知のとおり20年に1回開かれて、2016年はキトで開かれて、3回目ですよ。20年前はリオで開かれたわけですが、ですから、こういうものをきちんと評価して、うまく説明の中に使っていくことによって、我々の外側にいる人たちに説得力を持った議論ができるんじゃないかと思います。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。今の御指摘は、後半の議論の計画のところでも非常に重要なかなと思って聞いていたんですけど。

ほかに御質問ありますでしょうか。

じゃあ、岩崎委員。

【岩崎委員】 建築士会の方にお尋ねしたいと思います。ヘリテージマネジャーの位置付けとか活用策というのをかなり踏み込んだ形でされたかと思いますが、ヘリテージマネジャーというものの存在自体を知らない、結構そういう人もいると思うので、あえてお尋ねしますが、ヘリテージマネジャーの方々は建築士の方なのでしょうか。

それから、60時間の講習で何を勉強されているのでしょうか。

その講習は、複数の団体がそれぞれ個別にやっておられるのか、何か統一的な基準のよなものがあるって実施されているのでしょうか。

最後に、60時間の講習を受けた後に、例えば試験とか、そのようなものがあるのでしょうか。

この4点についてお尋ねしたいと思います。

【山中副会長】 まず講習の中身ですけど、60時間のうち、半分は座学とあって、講師の方が来て、いろいろな技術的な事柄とか関連の法令の問題とか、そういうことをやります。

それから、半分の30時間は、それぞれ二人ないし三人でチームを作って、地域の中のお宝と呼んでいるんですけれども、歴史的な建造物の調査に参りまして、そこの図面起こしというんでしょうか、そういう実務を訓練して、講習を修了するということになっております。

それから、一旦講習を受けた方々の後のフォローですけど、先行している建築士会、一気に全部スタートしたわけじゃなくて、40士会でずっと7年間の間で先にやったところと遅れているところがあるんですけど、先に始めたところは、更新的な意味というか、もう少し踏み込んだ講習を再受講していただくような仕組みをとっている士会がございます。ただ、それは士会全体で統一的にどうするということまでの考え方には至っておりませんが、先行的な士会では、そういう取組を行っております。

それから、こういう講習をやっている建築士会以外については、実はそんなにないんですね。先行的に私たちが全国の士会に組織的に呼び掛ける前に、例えば名古屋市さんの特定の団体とか京都の団体とか、そういうのが自主的に行われたものがございまして、一応我々としては同じようなお仲間という感じで活動はさせていただいております。

講習の修了試験はないです。受講していただければ、その30時間の講習と、それから演

習,外に出て行って,図面化をしてこういう建物ですということを発表していただければ,それで修了証をお渡ししております。

【山中副会長】 それから,建築士さんかどうか。それもほとんどが建築士で,それは会によって若干運用が違うんですね。建築士の資格をお持ちの方でない方もやられている場合もあります。

ただ,その場合は,少し講習時間が短くて,例えば30時間ぐらいで,要するにヘリテージマネジャーの活動を理解したり,あるいは地域の歴史的な建造物の理解を深めていただくという趣旨で一般の方にも講座を開講している士会もございますが,ほとんどは建築士の資格をお持ちの方だと御理解いただければよろしいかと思います。

【岩崎委員】 ありがとうございます。

【矢野事務局長】 ちょっとよろしいですか。

【山本調査会長】 どうぞ。

【矢野事務局長】 やはり日本イコモスのあれも,文化財の専門の技術者が必要だというふうな同じような提案というか,意見を出しております。

今,まだヘリテージマネジャーは,例えば兵庫県から出発して,非常に経験の豊富なところと,まだそうでないところの格差が大きいと。それを今,一生懸命,全体が上がるようにされているところだと思います。

それから,登録文化財に関しては一般の建築士さんで設計監理ができるんですが,そのときに,文化財建造物保存修理主任技術者という文化財専門の人の技術指導を受けるというシステムになっておりますので,現場でそういう文化財の専門家と一般の建築士さんが一緒にやるということが非常にレベルを上げる大きな要素になるものですから,これは今後,登録文化財の修理を通してレベルアップしていくということは,有効な手段であると我々も思っております。

【山本調査会長】 よろしいでしょうか。貴重な御発言,御提言,ありがとうございます。

これから後半の議事に移りますけども,お時間があれば御在席いただいても結構でございますので,どうぞよろしく願いいたします。

それでは,前回に引き続きまして,推進計画について議論を進めたいと思います。

それでは事務局より御発言をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料4をお手元に御準備ください。前回御覧いただきまし

たものを全体的に更新させていただきました。時間が限られていますので、少し割愛しながら御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目に一番上の2丸を加えました。現在、企画調査会でも検討しているということを書き加えまして、今後とも、こちらの方でも年内を目途に一定の取りまとめを行うということも書き込ませていただきました。

それから、四角囲みなんですけれども、戦略という部分でございます。半ば前回のおさらいのような話でございますが、今、この文化芸術推進基本計画に関する議論につきましては、文化審議会の中で相対的に、各ワーキングないしは分科会それぞれで検討を進めているという状況になっております。

この戦略1と書いてある項目の記載ぶりや、それからこの箱の中に書いてあるもの、ここに関しては、主には文化政策部会での御検討ということで、現在、ワーキングを置かれまして検討を進めていただいているところで、まだこの形で確定ではないということございました。

この下にぶら下がる具体的な施策ですとか、それぞれの分野に関する考え方に関しては、この文化財分科会で文化財に関する部分を検討するというような形になっていまして、10月13日にも文化政策部会がありますので、その場で発表するということになっております。

ですので、この戦略に関する御意見、前回いろいろと頂いておりますけれども、この箱書きの中に関しましては、文化政策部会で御検討いただいておりますので、そちらにお知らせをするような形で御検討いただくという形になろうかと思っております。

前回の議論の復習でございますが、文化芸術という中には、文化財も含むし、現代アートも含むし、様々な文化芸術が含まれてくるということもございますので、これを一つ一つ書き出すとなかなか長くなってしまいますということもありますので、文化芸術の中に文化財を含むということございました。

ただし、前回も御議論ございましたけれども、この中に歴史的なもの、文化財が読みとれるような形で少し工夫してほしいということで、箱書きの中の記載ぶりに関しても、少し伝統的なもの、歴史的なものが読めるように工夫いただきたいというのは10月13日にもお伝えするというところでよろしいかなと思っております。

特に、例えば創造的な文化芸術という表現がありますけれども、これは文化財に関しては合致するものと合致しないものが出てきてしまうと思っておりますので、そういったあたりも文化政策部会にお伝えするときに言及するのかなと思っております。

すいません、昨晚、先んじてここも直して皆さんにお示ししてしまったのですが、これに関しては文化政策部会の御検討事項だということで、こちらとしては文化財の分野からの御意見という観点でお知らせをするというものになります。

次、基本的な方向性という項目を付け足しをさせていただいております。これは前回、戦略ということで、この戦略の書き方自体に非常に難しさがあるということがございましたけれども、文化芸術、多様なものがございまして、それぞれの、ここに関しては文化財の部分について、今、検討していますので、文化財の部分からこういったような今後の方向性があり得るのかというのを積極的に提案していく必要があるのではないかとということで、基本的な方向性という項目ごと付け足しをさせていただいております。

それから、総括的な事項としては、もう1点、変えていますのが、主語でございます。主な基本的施策の例のところに、「国は」などのように主語を付け加えるという作業を今回いたしましたので、「国は」であるとか「地方公共団体は」であるとか、そういったものを付け加えております。これが全体的な、総括的な事項です。

では、1ページの中ですが、まず戦略1、これは基本的な方向性に関しては、文化財の積極的な保存・活用により、地域振興や観光振興等を通じた地方創生、地域経済の活性化等を進める。文化財を中核とした取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用の好循環を創り上げるということで記載しております。

主な施策の例でございますが、少し抜粋してみますと、一つ目を付け加えております。国は、芸術上・歴史上・学術上価値の高い文化財の調査把握や指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値を顕在化し、適切な周期での修理・整備・美装化等により文化財の価値の維持向上を図るということを記載しております。

また、二つ目の丸も新規で記載させていただきました。文化財の公開・活用を促進するということで、地方公共団体、博物館・美術館等の方々への相談、専門的な御相談とか一元的な対応、こういったことが可能となるように、2枚目を見ていただきまして、文化財の公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むということを書き加えております。

また、地域の美術館・博物館が中心となって、有形・無形の文化財の歴史的、学術的、芸術的な価値付けによる魅力発信、専門人材育成・確保を進めるということが3丸目です。

また、2ページの下から三つ目の丸を御覧いただけますでしょうか。これも追記させていただきました。国は、市町村における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的

な計画の策定を推進し、計画に基づく取組に対し支援する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者は地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むということで、ここはまた今後のこちらでの議論に応じて更新をしていくことも必要になるかと思えます。

3ページを御覧ください。進捗状況を測るための指標例ということで、これに関しましても考え方ということで追記をさせていただきました。少し御紹介すると、例えば歴史文化基本構想、保存活用計画の策定件数の増加、これを、考え方としましては、文化財の保存・活用を中核とした地方公共団体とか所有者の取組状況が分かるデータとして、そういった指標を加えてはどうかということでございます。

それから、参考データとして、現時点の件数を追加しております。

文化遺産オンラインに関しても同じように、指標の考え方についても少し整理をさせていただきました。

続きまして、4ページを御覧ください。戦略2に関係してでございます。

これも基本的な方向性の部分、追記しております。我が国に存在する貴重な文化財を、国による指定等により価値付けを行い、その魅力を国内外へ発信する。

我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献するというところでございます。

主な基本的施策の例は、余り変えていませんけれども、一つ目、国は、我が国に存在する芸術上・歴史上・学術上価値の高い文化財の指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値の顕在化を進めるとともに、積極的な情報発信を進めるということ。

それから、下から二つ目の丸でございますけれども、美術館・博物館と国内外の文化財の所有者との連携、ネットワーク、こういったことも追記してございます。

続きまして、5ページを御覧ください。戦略3でございます。ここに関しては、社会的包摂の環境の推進と、その多様な価値観の形成ということでございまして、御検討いただいております戦略3を拝見しますと、多様な価値観に触れる、皆さんが、国籍とか御高齢の方、障害をお持ちの方、こういったことに限らず文化芸術の価値に触れられるようにするというような戦略ということで方向性として検討いただいているということでございましたので、主な基本的施策の例としても、一つ目の丸で、広く国民の方々が文化財に親しむ機会を充実するといったような内容、また、アイヌ文化の振興ということと、先生方からも御意見をその後メールで頂きましたので、沖縄における組踊、琉球舞踊等、ここに関して

も追記をさせていただいたところがございます。

なお、この部分、少し文化財分野でまだ記載が少ないんですけれども、他のワーキングチーム等でも、例えば障害者の方々の障害者芸術の分野とか、いろいろと御検討されているということなので、他の分野からもたくさん追記がなされるところかなと思っております。

次、6ページ、戦略4でございます。この枠組みに関しましても、前回も少し戦略の書きぶりがというお話がありまして、例えば革新的な文化芸術とありますけれども、これも、例えばすぐれた文化芸術とか、少し記載ぶりを広げていただくというのを文化政策部会にもお願いしていくことが必要かなということでございました。

それから、基本的な方向性のところですが、文化財の指定等の推進により文化財の散逸・消滅の危機へ対応するとともに、文化財の適切な周期での修理等を実施する。文化財の保存技術の保存、継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、それを支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進めるということと、三つ目の丸に、今後の検討状況に応じた更新ではございますけれども、今回、ここで行っている文化財保護制度の見直しを進めるということも項目としてお入れしました。

また、その下、主な基本的施策の例ですが、この戦略4に文化財分野、かなりの記載がここに集まっている状態でございますので、総論であるとか、その先、伝統芸能、民俗芸能であるとか、総括的に書かれているものと、それぞれ言及されているものとで少し整理をさせていただきました。

6ページから始まる総論の部分なんですけれども、一番最初に総括的に種別や特性にも応じつつ、計画的に修復、防災・防犯対策その他保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図るということを入れた上で、二つ目の丸で有形文化財についての一般的な記載、また、三つ目の丸で無形文化財についての一般的な記載を入れた後に、文化財の保存技術について、選定保存技術の活用のお話を入れまして、その後、震災対応のお話をお入れしています。

7ページに入りましてからは、国民の方々の理解の普及、そういったことの一層の引き出し、それから美術館・博物館といったところを文化交流発信の拠点として活用するという、また、上から四つ目の丸を見ていただきたいんですが、国と地方公共団体を主体にしまして、文化財の将来の担い手である子供たちに関しても、学校教育における伝統文化の理解を深める取組というのも前回御指摘がありましたので、加えました。

また、7ページの下から三つ目の丸でございますけれども、国は市町村における文化財の総合的な保存・活用に関する基本計画、現在検討しているものでございますが、こういったものの策定を推進するということが、また、地方公共団体が他の分野とも連携を図りながら、地域住民の皆さんらとともに、計画的に保存・活用に取り組むことを入れましたのと、その下に、個々の保存活用計画のことに关しましても記載を入れさせていただきました。

その次に关しては、伝統芸能、民俗芸能に关して、これに关してはぶら下げている施策自体は前回も入っていたものを少し更新しております。例えば、伝統芸能というだけで書かれていた部分が、民俗芸能も含むという御指摘があったところについては、所要の修正を加えさせていただきました。

その先は、保護対象の拡大、それから古墳壁画、国立施設・独立行政法人とまとめまして、9ページ、美術館・博物館等・展覧会・美術品ということで、一つ目の丸を御覧いただきますと、我が国の美術品、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上や文化財の適切な保存管理の徹底を図るといったようなものや、一番下の丸、国は、美術館、博物館において、外国人旅行者が本質的な価値を深く理解できるような多言語化の推進、それから、先生方の御指摘もありました通訳案内士との連携というものも追記させていただきました。

10ページから見ていただきますと、文化財の適切な修理の実施などを指標の例として加えている指標設定の考え方ですとか、ここ数年間の修理事業の件数、また、防災・防犯対策の実施の状況やその件数に关しても追記をさせていただきました。

また、10ページ、美術館、博物館の入館者数の増加というところで、これに关しましては前回も御議論いただきまして、少し定性的な評価も入れられないかということでございましたけれども、すみません、限られた時間の中でまだうまく探せておりませんが、定性的な評価ができないかは更に検討が必要ということで考えております。

また、11ページを御覧いただきますと、アウトプット指標が多かったということでございましたので、アウトカム指標に关しましても分かるように入れておりまして、鑑賞機会の活動への参加率ということで、これは7年ごとの調査ですね、参加率の状況ということで、少しデータをお入れしています。

また、最後、戦略5、12ページでございまして、これに关しましては、専門的人材の育成という戦略だということで、御検討を文化政策部会で進めていただいているということですので、人材育成に关するものをこの項目の中にぶら下げました。

基本的な方向性は二つ持っておりますけれども、修理を支える方々や学芸員の方々など、専門的な知見を持つ方々の養成を進めるということと、将来の担い手である子供たちが魅力に触れることの機会の充実ということで入れさせていただいております。

特に12ページの下から二つの丸、学校教育における伝統文化の理解、学校と連携した美術館、博物館での施策の充実といったことも入れさせていただいております。

また、指標、13ページですけれども、美術館、博物館における専門的人材の配置状況に関してですとか、地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員の配置状況について、指標の例として記載させていただいております。

駆け足になりました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。それでは、残り時間、少なくなってまいりましたが、この基本計画についての御意見を頂きたいと思います。

今、御説明がありましたように、この基本計画そのものは政策部会でやっておられるということと、戦略1から5、あるいはその枠組みについては、政策部会での一応の案の枠組みが提示されているということと、ここでは文化財という視点からそれに対して意見を出すということが課題であるということであります。

しかし、文化財の視点から見たときに、この戦略の立て方とか表現とかについて、いろいろ問題を感じれば、そういうことについても発言をしてもらいたいということじゃないかと思えます。

私としては、先ほど西村委員の話を聞いていて、もう少し国際的な水準の観点から、高らかに理念をうたうということがあってもいいんじゃないかなと思いましたが、それから、先だつての議論も、戦略という言葉はいかがなものかとか、もうちょっと枠組みのところでいろいろ御議論もあったと思いますので、その辺はまた、文化財の視点から御意見があれば出していただければと思います。

時間もないので、分けてやりませんので、10月13日の議論があるということですので、お感じになっているところをどんどんお出しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

じゃあ、亀井委員。

【亀井委員】 すいません、何点かあるんですが、ポイントだけ言います。4ページの一番下の丸です。国は、海外の文化遺産の保護に係る云々という法律がありますけれども、これは実は平成26年に第2次の基本的な方針が出されております。それに基づいて、コンソ

一シラムを中心としてやるとうたわれていますので、これ、さらっと書いてありますけど、法律に基づき定められた海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針に従って、コンソーシラムを中心にというふうに、少し重いぞということの表現を入れていただきたいなと思います。

それから、一番最後のところですけども、技術の継承、人の育成、非常に大事なことなんですけど、職業の確保、働く場の確保というのをどこかに織り込んでいただければ、よりいいかなと。

首を絞めることになるかもしれませんが、その2点だけです。よろしくお願いします。

【山本調査会長】 ほかにどしどし御意見をどうぞ。

じゃあ、藤田委員。

【藤田委員】 12ページの専門的人材の確保のところの基本的施策の例のまず1点目のところで、私は建築なので、大工・左官の人たちの研修制度というようなことにも触れていただいているんですけども、国土交通省では、現代技術の建設技術者というか、職人さんたちの研修に力を入れておられまして、富士山の裾野の朝霧高原にそういう研修所を新しく建て替えたりしておられるんですけども、たしか静岡に伝統木造の学校があったようなことを聞いたことがあって、そういったことについても何とかこの枠組みの中で御支援いただければ有り難いかなと。

木造といっても、例えば現代の木造でいうと、型枠大工とか、そっちの方が先になっていて、在来工法の研修というのがなかなかできないし、住宅なんかも、この頃は本当に製材をただ組み立てるような仕事になってしまっていて、かんなどで削ることもないしというような状況が現れていて、それが今までお話のありました伝統文化財、特に建築分野での職人不足につながっていると皆さん危惧されておられるので、この中でそういった研修施設なり、研修のシステムについて、是非もうちょっと強くコメントしていただければ有り難いかなと思います。

【山本調査会長】 ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、西村委員。

【西村委員】 何度もすいません。先ほどの御説明で分かりましたけども、昨夜送られてきたのと若干文言が違っていて、戦略の中身は、戦略の大きな柱ですね、これは政策検討部会ですか、そちらでやっていただくということで、それはそれで理解しましたが、昨夜送られてきたのだと、戦略1とか戦略4のあたりで歴史的なことにきちんと言及されて

いたわけです。

そういう改定がうまく議論として成立するように、改定の方向性みたいなものをコメントの中に入れておいていただけると、歴史的な文化財に関する言及がしやすくなるんじゃないかと思うんですね。

ですので、狙いはきのうの夜ので分かりましたので、そういう方向に向けて議論が部会の方、政策検討会ですか、そこでできるように、その辺のことにうまく触れていただいた方がいいんじゃないかと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【岩崎委員】 先ほど座長、それから西村先生からお話がありましたが、文化財に関して、やはり理念がすごく大事だと思います。きょう御紹介いただいたイコモスの理念とか、ユネスコが出している博物館に関わる勧告とか、そういうことを踏まえて、文化財とは何か、それを継承して保護していくことの意味、そういう理念的なところを全て的前提として書いていただけないかということが一つです。

次に、2ページ目の下から4番目のデジタルアーカイブについて、いろいろなものが入っていますが実際にアーカイブを経験したところからすると、これはちょっと成り立たないだろうと思います。

下の3行を見ると、保存や展示等を通じた教育普及・学術研究、それから観光への活用、更には子供たちへの理解ということが書かれています。例えばこの会議で使っているこの資料を子供たちに渡しても分からないですよ。一般の人に分かりやすくするためには、ポンチ絵を使ったり概略を作ったり、違うものが必要になります。

こんな例からもわかるように、学術研究にも使えて、子供にも使えてなどということが両立するアーカイブなど到底不可能で、両者を追求すれば、結局何にも使えないようなデータベースができてしまうことになるので、アーカイブについては、余り細かく書かずに、その利用促進を図るとか、そのぐらいに止めておいた方が無難だと思います。

それから、6ページ目の戦略4、基本的な方向性のところに文化財保護制度の見直しを進めるとありますが、これが市町村による基本計画を想定しているのであれば、冒頭に一つにまとめてはどうでしょうか。

次に、学校教育との連携など教育面と文化財をどんなふうに連携させていくのかという問題は重要なポイントですので、この戦略4の中に書かれている確実に継承するというところ

ろにからめて、言及してはどうでしょうか。

7ページの教育に、将来の文化財の担い手とありますが、これはわかりにくいと思います。

文化財って何なのかというのを根本的にこの会議で議論できていないからだと思うのですが、私見を述べると、文化財には二つの機能があると思います。一つ目が、地域の一体感を育む機能です。前回のヒアリングで太宰府の方が地域にとって大事な文化財というものがあって、それを守ろうとする活動が地域の一体感を高めていくという話しをしていました。

国、都道府県、市町村、集落というように様々なレベルがあると思いますが、現在の社会における紐帯としての文化財の機能といえます。二つめは、過去とのつながりを感じさせ、それを残すことで未来とのつながりを感じさせる、社会が昔から続いていてこれからも続いていくというような、長い時間軸の中に自分があるんだということを感じさせるような機能です。学習指導要領に地域の歴史を学ぶ必要が書かれているのは、自分たちの文化、歴史を知って、未来に向けて自分たちも何か役立っていくというような意識を育むためだと思いますが、文化財は文化・歴史を学ぶ上で一番いい資料ですので、教育という面について、深まった議論をここで展開できたらと思いました。

それから6ページ目に、伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成と、それを支える用具・原材料の安定的な確保必要が書かれていますが、後半の用具や原材料の確保という問題は、民俗や無形文化財に限った問題ではありません。

建造物にしても美術工芸品にしても、素材の入手という点で保存修理が極めて困難な状況にありますので、全体に関わる問題として書いていただきたいと思います。

最後に、12ページの専門的人材の確保という部分について、美術工芸品の修理技術者を併記していただけたらと思います。

すいません、長くなりました。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

ほかに委員の方。

田辺委員。

【田辺委員】 3ページの指標例ですけれども、アーカイブ化ということで、いろいろなところに出てきますが、件数が書いてありますけれども、国の博物館などでも、多そうに見えても、そんなに進んでいるところではないと思います。美術館、博物館というのはまず展覧会などの事業が中心になっていて、そういった締切のある事業を優先してしまうとい

うことがあるかと思います。

そのようなことからデータベース化については、それはそれで人とお金を掛けなければできないのではないかと思います。ちょっと思い出したのは、海外の美術館は、大分データベース化が進んでいるのですが、例えばボストン美術館では、日本の企業がお金を出して日本美術のデータベース化をしている、あるいは、大英博物館のギャラリーなどでも日本の企業がお金を出してやっているといったことがあるように思います。

ここでふと、日本の美術館、博物館には何で企業はそういうところにお金を出してくれないのかなとも思ったりするわけですが、多くの公立美術館、博物館、寄附制度が余り進んでいないのが現状かと思ひまして、寄附の話があっても、どの科目に入れるか、どういうふうに出していくか、それから寄附の目的に従って客観的に使っているという状況をどう出すかが問題にもなっていると思います。データベースはやはり人と予算を獲得することを推進していただければと思います。

それから、7ページですね。丸の4番目、5番目、今、岩崎先生からもお話があったところですが、美術館にいますと、伝統的な古い美術などの展示のときは、やはり観覧者の年齢層って大分上なんです。このままいくと、この古美術の展覧会の観客数は尻つぼみになるんじゃないかと心配しているところです。

なので、将来の美術館、博物館のサポーターとしても子供たちを育てたいと思うんですけども、ちょっと分野が違うかもしれないんですが、美術の教科書など、日本美術について大変貧相な内容しかないとか、そういったことも問題に感じています。

それから、ちょっとだけ6ページにあります用具・原材料の安定的な確保というところなんですけれども、私が関わっている分野でも、特に絵の具とか和紙の分野では、技術を受け継ぐ人が高齢で跡継ぎがないというようなことがありますので、これは大変緊急性のある問題なのではないかと思ひます。

以上です。

【山本調査会長】 ほかに。

じゃあ、原委員、中川委員、原田委員と続けてよろしくお願いします。

【原田委員】 7ページのところを中心にお話ししたいと思うんですけども、先端科学技術に基づいて様々な高精細レプリカなどを作ったりという話は、ある意味、大切なことだとは思っているんですが、やはり博物館、美術館の中あるいは文化財というものには、本物と出会うということがすごく大切なように思えるんです。

そうだとすると、もうちょっと博物館の教育技術だとか展示技術、あるいは現地でものを見せるときの技術というんでしょうか、そちら方面にも先端科学技術として研究を進めていただけないかなと思います。

というのも、私が世界遺産の関係で7か国と会議をしたときに訪れたジュネーブで、ジュネーブの中心にある教会の地下に、カテドラル史跡ミュージアム、ミュージアムという名前ではないんですけど、教会建築の下にかつての教会建築の遺構をそのまま見せた博物館があったんですが、それが土壌の違い、環境の違いもあるんですけども、今、教会建築が建っているにも関わらず、その史跡部分を発掘した状態を全部そのまま部屋にして、それで見せてくれたんですね。

うちの課長とはいえ、文化財、特に埋蔵文化財、史跡に全然理解を示してくださらなかった課長と一緒にいったんですけど、その課長が大喜びしまして、これは感激だと。私は史跡を見て初めて感激をしたとあって、物すごく喜んでくれたんです。

やっぱり本物を見せるというのは大切だなとすごく思いました、あのようにより上手に、要は部屋の空気からして隔離してそここのところを見せるというような工夫をしていたものですから、これ、日本へ持ってくれば何とかできないかなと思った次第で、その後、一生懸命、うちの課長は、埋蔵文化財の発掘調査現場に行ったら、やっぱり喜ぶんですね。ところが、実際に史跡指定された土地を見せに連れていくと、全然喜んでくれなかったという経験を持ってまして、これは見せ方の問題じゃないかという気がちょっとしています。

そういった意味でも、要は博物館とか、それから史跡の現場で、見せ方というものをもっと研究していただきたいなと思った次第です。

そういった意味では、ここの7ページの上から三つ目になるんでしょうか、博物館、美術館等々の内容を充実するだけではなくて、やっぱりそういった事業展開する技術というものをやっていくという視点が入ってくればいいのかと思った次第です。

それで、五つ目の「国は」と主語が入ってくださったのはよかったんですが、私は上野と京都、九州の国立博物館と、それから自治体の博物館の格差が大き過ぎるような気がしているんです。掛けている予算が余りに違うという認識を持っています。そういった意味では、国が開発促進してくださるのはいいんですけども、自治体も支援していただけるような仕組みがないのかなと思っています。

やはり子供たちが即座に行く博物館というのは、地元にある博物館だと思うんです。この博物館がおもしろいと思わせるようなものを展開していなければ、文化財、地域の歴

史あるいは地域と文化に興味を持たなくなってしまうんじゃないかと心配しております、是非自治体の博物館に、小学校で1回だけ行ったことある博物館ではなくて、何度も通える博物館になっていただきたいという願いも込めて、国もそういった博物館に対する、その事業展開に対する支援策を作っていただけないかと思った次第です。

以上です。

【山本調査会長】 じゃあ、中川委員、お願いします。

【中川委員】 今のお話と関連したことで言えば、例えば美術工芸品の障壁画と、それが建具としてはまっている建築という分野の異なる文化財をどう合わせて見せるのか、という問題もあります。それに関するシンポジウムをやった経験があるんですけども、そういう既存のカテゴリーを超えたような、総合的に文化財を見せるような工夫、正に展示の新しい魅力を見せる方法も考えるべきだと思っています。

それから、先ほどこれもほかの方から出ていましたけれども、データベースやアーカイブに関してなんですが、その重要性は確かにそうんだけど、順序としてはその前提が必要で、つまり、何をアーカイブするのか、何をデータベース化するのかというデータそのもののこと。

それはイコモスさんの方からも出ていましたけれども、私も、阪神淡路大震災の文化財の被災調査をしたときに一番痛感したのは、リストがないということなんですよね。

このリストがないというのも、いろいろなところからお話が出ているように、今、文化財を考えると非常に重要な話で、このリスト作り、つまり、インベントリーの作成をだれがどう取り組むのか。そこにも何か触れる必要があるんじゃないか。つまり、データベース化するのであれば、データベース化する元になるインベントリーをちゃんと作りましょうよということが政策の中にうたわれるべきだろうと。

それからもう一つ、これは最後の人材育成になるのか、あるいはもっと前の大きな枠組みで言うべきことなのか分からないのですが、人材が必要だというのは確かにそうだし、地方公共団体に専門にする人が非常に足りないということも事実なんですけど、じゃあ、それをどうやって増やすかといったときに、そこに加わろうとする若い人にとってのモチベーションが見えにくいんですよね。大学で学生を教えていて、君、文化財の技師に向いているよといっても、なかなか応えてくれない。先生、それはどのような仕事で何がおもしろいんですかみたいな話になってくるんですよね。

ではどうすればよいかとなると、なかなか難しいんですけども、一つの方策としては、

何らかの顕彰制度のようなものがあったとしてもよいのではないかと思います。文化庁が進めているいろいろな施策の中で、現代アートなどの部分ですと、メディア芸術祭なんかはかなり盛り上がっていますよね。文化財の修復や再生についても、ああいう、顕彰制度があってもよいのではないかと。例えば日本建築学会では、建築学会賞の中に業績部門というのがあるのですが、最近ですと、それを近代建築の保存をして活用をした事業を担った人たちが受賞する例が非常に増えているわけです。

つまり、文化財の保存や活用について何か仕事を行った人に対して、あるいはその団体だとか、その事業に対して何か顕彰していく、あるいは単に賞を与えるだけじゃなくて、海外にそういうものがあるということをきちんと発信していく、そういう仕組みや事業についても今後立ち上げていく必要があるんじゃないかなと思います。

単に人材を育成しなさいといっても、我々大学教育に携わっている人間としてはなかなか難しいところがあって、そうした制度があると有り難いと思うのです。

以上です。

【山本調査会長】 じゃあ、原田委員、お願いします。

【原田委員】 大分時間も少なくなりましたので、簡単に質問させていただきます。先ほどから文化財の保存技術を保存、継承するために、用具・原材料の確保というのをここに入れていただいて、本当に助かります。

実際に、日本漆でありますとか、それから漆に使う炭研ぎの道具、炭ですね、それから鍛冶屋さんの使う炭、そういうようなものが枯渇しているというのも事実でありますし、それから絵の具、日本画においてはにかわの製作、それから細かいところでは、良質な胡粉を作るハマグリの確保なども難しいと聞いておりますので、ここに挙げていただいたことはすごく素晴らしいことだと思います。

私が特に一つだけ強調したいのは、4ページの下から2番目の丸なんですけど、2行目から、海外において日本古美術品の展覧会の開催とありますけれども、なぜここに「古」という字が入ってしまったのか。冒頭でも私、お話ししましたように、やはり重要なのは日本美術、文化、芸術を総合的に紹介するというのは、現代の工芸品、美術品も含めて海外に発信するのは非常に大事なことでありますので、この「古」が入ると入らないのでは、これからの展望というか、これは法律に反映されますので、再考していただきたいと思います。

これだけです。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

あと二、三人、いかがでしょうか。

じゃあ、金野委員と半田委員。金野委員から。そのお二人で閉じたいと思います。

【金野委員】 きょう三人の委員の方から、無形と民俗の文化財のお話をお聞きできて、よかったです。やっぱりコミュニティがベースにあって文化財があるということで、今回の面的、一体的ということとつながると思うんですね。

ゲストの方からは熊本地震の話が期せずして出て、多分復興において文化財がまたコミュニティの紐帯になって生かされていくということがあるということだと思いますし、西村先生もそのあたりを指摘されたんだと思うんですね。

こういうものが今回の推進基本計画のどこに当てはまるんだろうと思うと、ほとんどないですね。戦略のどこにカテゴライズされるんだろうと思うと、案外ないんですよ。

強いて言うと、「多様な価値観の形成と地域における包摂的環境」ぐらいかなと思ったんですけども、戦略3ですね、でも、戦略3の参考資料を見ると、高齢者、障害者、在住外国人、沖縄文化、アイヌ文化ということを書いてあって、これが社会包摂ですかね。文化芸術が持っている社会包摂は、こういう狭い概念ではないと思うんです。

文化財が社会の、コミュニティの紐帯だという理解が重要で、そういうことがここに入ってくるべきだと思います。

【山本調査会長】 じゃあ、半田委員、お願いします。

【半田委員】 戦略1の基本的な方向性のところ、岩崎委員からも御指摘ありましたけれども、何かすんと来ないところがあって、まず、文化財を使って社会を活性化していくというところは、文化財の本来の価値の担保が必要なのではないかと思っていて、過去の遺産を未来につないでいくということが文化財を活用することの最も大事な根っこであって、そういうことがきちんと担保されることによって生じる社会的価値であるとか経済的価値というものが社会をよりよく、豊かにしていくのだ、という流れが何となく見えにくいのではないかと思います。

それからもう一つ、その文脈において、他の委員からも御指摘がありましたけれども、国際的な指標というものを是非この中にどうにか盛り込んでいただきたいと思います。

イコモスの方からも御指摘がありましたけれども、博物館の世界でも、1960年以降、55年ぶりにユネスコが博物館に関する勧告を出しました。2015年ですけども、それについては、やはり文化財というものはきちんと保存、活用されるべきであるということをお大前提

にしながら、やはり保護・保存というものがなされて、その上に生まれてくる価値があるということをやっています。

経済的価値というものも非常に大事であって、博物館、美術館はその価値の活用に貢献しなくてはいけないということを、この勧告では14条できちんと明記しながら、次の15条においては、経済的価値の活用を目的化してしまわないように、本来価値を失わないようにミュージアムの基本的機能をきちんと充実させていかななくてはいけないという二つの条項のバランスがとられているというのも、こういう文化財振興基本法の理念として、その底流にあるといいのではないかと思います。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

いろいろ、まだ御意見あると思いますので、事務局へメール等で、個別の項目について、あるいはコンセプトや理念について、お寄せいただければいいんじゃないかと思います。

私もちょっとにわか勉強で、基本計画と、それから今動いている計画、参考資料9にまとめられているんですけども、一生懸命しげしげと比べながらいろいろ考えるんですけど、私の立場上は差し障ることがあるんですけども、表現がなかなか難しいんですけど、何か言葉が浮いている感じで、もう少し落ちついた表現の仕方はないのかなと。

いや、効果的な投資とイノベーションの実現、私が触れている文化と随分違うのかも分からないんですけども、突然戦略1にこう言われても、いや、これで計画の5年間を貫くものとして、みんな、文化の関係者は承認するのかなとか、その辺がですね。

いや、私、中岡次長がいるのでとても言いにくいんですけど、戦略1、高等教育政策で効果的な投資とイノベーションの実現と、高等教育に対する効果的な投資とイノベーションの実現というのを戦略1に書かれると、おおっとしてというところはあるんですけど、その辺、恐らく今の時代と様々な具体的な施策を集約しながら言葉にされたと思うんですけども、その辺のイメージが重ならないのだと思うんですけど、もう少し個別の細目を集約しながら、効果的な言葉に置き換えることができれば、その方がいいのかなと、私、個人的には感想を持っていますが、政策部会でも恐らくいろいろな議論がされるんだと思います。

文化の関係者、非常に多様におられるので、そのことが多くのコンセンサスになるような形で進めばいいと思いますし、是非文化財の視点からもどしどし意見を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、来週はなくて、再来週だったかな。次々とまた続きますけれども、事務局よ

り御連絡をよろしくお願いたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日はどうもありがとうございました。

本日、もしお時間の都合で御発言いただけなかった御意見がありましたら、まず、中間まとめの意見のヒアリング関係で何か御質問の追加があつておつなぎする必要がありますがありましたら、またメールで頂ければと思っています。

また、後半の議題の基本計画の関係で御発言いただかなかったものがありましたら、来週水曜日、9月27日頃までに事務局にメールで御連絡いただけますでしょうか。事務局で少し修正の作業がございますので、お願いします。

次回の会議ですけれども、10月3日火曜日、午後3時から17時30分まで。場所は本日と同じくこちらの会場で開催する予定でございます。詳細につきましては追ってメールで御連絡させていただきます。

【山本調査会長】 それでは、終わります。ありがとうございました。

— 了 —